

孫守り推奨補助金申請時必要書類

R1.2.1

※必要書類の申請様式等は、立山町のホームページから取得することができます。

※住民票又は納税証明書を代理で取得する場合は、委任状が必要となります。

- ・ 祖父母…孫守りを行う祖父又は祖母=申請者
- ・ 父母…孫守りされる児童の父又は母
- ・ 孫…孫守りされる児童

【同居の場合】

	必要書類	備考	取得場所
①	孫守り認定申請書		健康福祉課
②	父母の就労証明書		
③	口座振替払申出書	・ 申請者と同じ口座名義である必要があります。	
④	住民票謄本（続柄入）	・ 祖父母、孫、父母のいずれもが立山町に居住していることを確認します。 ・ 祖父母と孫の血縁関係を確認します。	住民課

※「同居」とは、同一の家屋で居住する家族として住民票に登録されていることであり、同じ住所でも住民票の世帯が別となる場合は、「別居」となります。

※祖父母または父母が平成 31 年 1 月 1 日以降に立山町に転入された場合は、転入された方の「納税証明書」が必要となります。（【別居の場合】⑦備考欄、取得場所を参照ください。）

【別居の場合】

	必要書類	備考	取得場所
①	孫守り認定申請書		健康福祉課
②	父母の就労証明書		
③	口座振替払申出書	・ 申請者と同じ口座名義である必要があります。	
④	祖父母世帯の 住民票謄本（続柄入）	・ 祖父母が立山町に居住していることを確認します。	住民課
⑤	孫がいる世帯の 住民票謄本（続柄入）	・ 孫と父母のいずれもが立山町に居住していることを確認します。	住民課
⑥	祖父母の子である 父または母の戸籍抄本	・ 祖父母と孫の血縁関係を確認します。 (例) 父が、祖父母の子である場合 ⇒父の戸籍抄本	住民課 または本籍地 の戸籍担当課
⑦	父母の納税証明書 (祖父母の納税証明書) ※祖父母が平成 31 年 1 月 1 日以降に立山町に転入された場合は、 立山町で納税状況を確認することができないため、祖父母の「納税証明書」も必要となります。	・ 本事業は「立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」の対象事業であり、 <u>祖父母と父母の納税状況を確認したうえで認定の可否を決定します。</u> 条例では、申請者世帯の納税状況しか確認できないため、別居の父母の納税状況を確認します。 《取得していただく納税証明書の年度について》 ・ 4～10 月に申請 ⇒前年度（H30）の納税証明書 ・ 11～3 月に申請 ⇒当該年度（H31）の納税証明書	税務課 ※H31.1.1 以降に立山町に転入した場合は、転入前の居住市町村の税担当課